

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請書 兼 誓約書

年 月 日

相模原市長 あて

(申請者) 所有者 所有者の相続人

※該当するもの1つに☑をしてください

〒

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(自署の場合、押印不要)

電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

(日中連絡が繋がる連絡先)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定による相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金の交付を受けたいので、要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請するとともに、誓約事項のとおり誓約します。

補助金等の名称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金	
補助対象空家等の所在地	相模原市 区	
補助対象空家等の種類	老朽空家等 ・ 未接道空家等	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工事費※1	¥	円
補助金申請額※2	¥	円
添付書類	必ず添付	<input type="checkbox"/> 相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事前調査結果通知書(第3号様式)の写し <input type="checkbox"/> 申請者であることを証する書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> 申請者及び申請者の属する世帯全員の記載がある住民票の写し(申請日から3か月以内に発行されたものであって、世帯主、続柄記載のもの) <input type="checkbox"/> 申請者及び申請者の属する世帯全員の市税等の未納がないことを証明する書類の写し。ただし、申請者又は申請者の属する世帯員のうち納税の義務がない者は、課税証明書等の写し <input type="checkbox"/> 工事完了までの工程を記載した書類の写し <input type="checkbox"/> その他、交付申請に当たり必要となる書類

(裏面に続く)

誓約事項	<p>本申請に当たり、私（申請者）及び補助対象工事が下記の事項のいずれにも該当することを誓約いたします。併せて、私（申請者）及び補助対象工事が申請内容と異なる事実が発覚した場合には、要綱第20条に基づき本申請に係る交付決定の取り消しをされることに同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人又は団体ではないこと</li> <li>(2) 相模原市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）に規定する暴力団員等でないこと及び同条例に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと</li> <li>(3) 申請者及び申請者が属する世帯の世帯員のいずれかに市税等の滞納がないこと</li> </ul> </li> <li>・補助申請予定の工事について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本申請時点で未契約であること</li> <li>(2) 国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと</li> <li>(3) 市の広報紙やホームページ、チラシや手引き等へ事例紹介として写真等を掲載することについて了承すること</li> </ul> </li> </ul>
------	--

※1 工事費（補助対象空家等を除却し、当該補助対象空家等が存する敷地を更地にする工事費）

要綱第6条第1項各号に規定する費用の合計額（ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。）

- (1) 補助対象空家等の躯体、屋根材、内外装材、建築設備などの除却工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (2) 補助対象空家等の基礎・杭等、地下埋設物（配水管・柵・電線管・給水管等）などの除却工事及び当該廃材の処分等に係る経費
- (3) 補助対象空家等に附属する工作物（塀、門扉・門柱、車庫・カーポート、物置、植栽、庭石等）の除却工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (4) 前各号の除却工事に必要な仮設工事に係る経費並びに除却工事後の当該敷地の埋め戻し及び整地に係る経費（舗装費用等を除く。）
- (5) 補助対象空家等の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する経費

※2 補助金申請額

要綱第7条第1項に規定する補助金額

- (1) 補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額
  - (2) 補助対象空家等の床面積1平方メートルにつき、国土交通大臣の定める標準除却費を乗じた額
- ・(1)と(2)のいずれか低い額とし、要綱の別表に定める額を限度とする。
- ・ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てた額とする。

要綱の別表

世帯の区分		補助限度額
1	同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する当該年度分の市町村民税(同法に規定する特別区民税を含む。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者	800,000円
2	上記以外の者	500,000円